

2014 冬季号

平成26年1月25日発行

JBMIAレポート



特集 知的財産委員会 2013年度
訪中ミッション報告

世界の保護貿易的な措置の導入状況
－ 欧州委員会「第10回貿易制限の
可能性のある措置に関する報告
書」の概要より－

Winter

No. 246



一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
Japan Business Machine and Information System Industries Association

事務機械の発展を支えてきた会員企業の記念すべき製品はじめ業務改善事例、社会貢献活動等をご紹介します。第34回目は東芝テック株式会社様です。

定着方式にIH技術を採用 (Premage 455)

今では複合機におけるトナー定着方法として一般的なIH（電磁誘導加熱）方式ですが、当社は2000年にはじめて同方式を採用した複合機（Premage 455：写真）を発売しました。

電波法の規定により、IHのような高周波を利用した装置の設置については、当時も今も総務大臣（当時は郵政大臣）の許可が必要です。そのため、IH方式を採用した複合機を発売する場合は、一台一台の設置許可を不要とするための「形式指定（または形式確認）」される必要がありました。（なお、電子レンジや電磁誘導加熱調理器は「形式確認」されています。）

そこで、当社が郵政大臣に「形式指定」の許可申請するにあたっては、当時の日本事務機械工業会（現JBMIA）に賛同いただくなど業界全体のバックアップのもと、環境性能の向上をPRし、約1年の後、「電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械」が形式指定に追加されました。

技術開発の段階でもいくつかのブレイクスルーがありました。ひとつは、ヒートローラーのように筒状のものをIHコイルで加熱する技術です。コイルをローラーの曲率に合わせて成形するのは非常に困難でしたが、これを克服することで、ローラーが回転しても接触することのない精度の高いコイルが完成しました。また、当時はローラーの内部にコイルを収納していたため、コイルの耐熱性を確保す

る材料を探すことにも非常に苦労しました。

トナー定着プロセスの省エネ化は、複合機全体の省エネに大きな影響があります。IH技術の採用により、ウォーミングアップタイムの大幅な短縮と待機時の消費エネルギーの削減を実現しました。当社における環境技術はその後様々な流通・事務機器の中で生まれ、最近では「消せるトナーと低温定着技術」を応用した複合機（ペーパーリユースシステム「Loops」）へと、そのマインドが受け継がれています。



Premage 455

目次

年頭所感	2
会長（キヤノン株式会社 相談役）	内田 恒二
経済産業省商務情報政策局長	富田 健介
米国情報技術産業協議会（ITI）	
グローバル政策担当シニアバイスプレジデント	
ジョン・F・ニューファー	
特集	8
知的財産委員会 2013年度訪中ミッション報告	8
知的財産委員会事務局 千島 英朗	
2013年度訪中ミッション報告～工業所有権小委員会～	9
知的財産委員会 委員長 瀧口 賢治	
同委員会 工業所有権小委員会 委員長 金子 清隆	
中国におけるトナーサプライ模倣品の共同摘発活動	12
2013年度冬の訪中団報告	
模倣品対策小委員会 委員長 梶田 幸裕	
イベント・セミナー報告	16
第10回電子ペーパーシンポジウム開催のご案内	16
2014年IEC東京大会開催について（予告）	17
駐在員報告	19
世界の保護貿易的な措置の導入状況－欧州委員会「第10回	
貿易制限の可能性のある措置に関する報告書」の概要より－	
JETROブリュッセル事務所 軽機械センター欧州駐在員 矢島 秀浩	
JBMIAレポート（会報）の歴史	26
編集後記	
BMLinkSパンフレットのご紹介	
BMLinkSプロジェクト委員会事務局	
グッドショット（わが社のチョット良い話）（34）	
定着方式にIH技術を採用（Premage 455）	
東芝テック株式会社	

2014年 年頭所感

一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会
 会長 内田 恒二
 (キヤノン株式会社 相談役)



会員の皆様には、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

平素より一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会の活動にご支援とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、昨年の世界経済ですが、米国は住宅や自動車などの需要は堅調に推移しましたが、財政の崖や政局が重石となり伸び悩みました。欧州は依然マイナス成長が続き、回復が期待されていた中国を含む新興国も減速しました。

一方で、日本はアベノミクスと称される経済政策が打ち出され、第一、第二の矢である金融緩和、財政政策の効果から、行き過ぎた円高が是正され、日経平均株価も上昇し、ようやく景気回復の兆しが見えてきました。

ただし、第三の矢である成長戦略によって、民間が活力を取り戻し、積極的に設備投資を行い、イノベーションを起こして新たな需要を生み出していく、というサイクルにならなければ、本当の意味での成長とは言えません。この成長戦略には「民間投資を喚起する」という枕ことばが付いており、官民一体となって成長軌道に乗せて行くという意図が込められています。当業界としてもこの成長の一翼を担い、先頭に立ってリードしていかねばなりません。

そのため、昨年、当協会では、お客様や会員の皆様に、より高品質のサービスや情報を提供していくべく、「協会改革」に取り組みました。

まず、長年の懸案でありました『JBMAの理念・あるべき姿』を策定しました。これは、時代や環境が変化しても変わることはない存在意義であり、当協会の原点に立ち戻り、真に果たすべき役割や機能について議論を重ね、作り上げたものです。

JBMAの理念・あるべき姿

【理念】

ビジネス機械・情報システムの継続的な革新を通じて、新しいワークスタイルを提案し、活力あるグローバル社会を創る

【あるべき姿】

- 業界の将来をグローバルに見据え、情報収集、分析を行い、政策提言ができる団体であること
- お客様の安心・安全・利便性を徹底的に追求していること
- 低炭素社会・循環型社会の実現をリードしていること

また、当協会の事業内容についても、新しい時代に適合したものにすべく、委員会・部会の統廃合、新設を含め、見直しを進めています。

さらに、委員会・部会においては、一昨年から掲げている重点課題に沿って、会員企業をサポートする活動を進めてまいりました。

「新興市場開拓の推進」については、ASEANの市場統合や、中国における標準化などの課題に対応するとともに、ロシアにおいてプリンター及び消耗品に関する市場調査などを行いました。

「地球温暖化対策への取り組みの強化」については、平成25年度を初年度とする経団連の「低炭素社会実行計画」に参加し、電機電子業界の一員として温暖化対策を推進しました。

「事務機側から提案する環境の見える化」では、BMLinkSによるマルチベンダー機器の接続・利用を拡大すべく、BMLinkSを正しく理解して頂くためのパンフレットの作成や、展示会への出展など、積極的な情報発信を行うと共に、官公庁、教育機関、システムインテグレーター等を集中訪問し、普及を図りました。

「海外の関係機関・業界団体との交流強化」では、デジタル製品の関税を撤廃する枠組みであるITA（情報技術協定）交渉において、対象品目の拡大に向けて欧米の産業団体と協働するなど、グローバルなビジネス環境の改善に向けた活動を行いました。

さて、本年ですが、IMFの見通しでは、米国は緩やかな回復を続け、ユーロ圏は3年ぶりにプラス成長に転じ、新興国はかつての勢いは無いものの引き続き着実に成長を遂げるとしています。日本は消費増税により減速を免れませんが、政府の経済対策や2020年の東京オリンピック開催に向けたインフラ整備などもあり、鈍化は最小限に食い止められるものと思われまます。

このような中、当協会は、さらなる体質強化を図りつつ、「協会改革」を断行し、それぞれの重点課題について成果を得られるよう、委員会・部会活動を推進してまいります。また「新世代ワークスタイル実践プロジェクト（仮称）」を立ち上げ、当協会が理念として掲げた、新しいワークスタイルを提案していけるよう検討していきたいと思ひます。今後も新規テーマに積極的に取り組み、事務機業界の活性化を通じて日本を元気にしていけるよう努力する所存です。

今年午年です。明るくたくましく駆け巡る前進の年となることを期待したいものです。関係官庁、関係諸団体の皆様、また会員の皆様におかれましては、引き続きご指導ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。末筆ながら、皆様にとりまして、幸多き一年となりますよう心よりお祈り申し上げます。

年頭所感

経済産業省商務情報政策局長
富田 健介



平成26年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

安倍政権が発足してから一年余り。アベノミクスの三本の矢（①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③新たな成長戦略）を強力に推進した結果、日本経済に久々に活気が戻って参りました。特にリーマンショック、東日本大震災の影響を大きく受け、苦境を経験した電機業界も、ようやく反転の兆しが見えつつあります。

このような状況をより実感できるものにするためには、長引くデフレからの早期脱却と経済再生に向け、日本経済を蝕む3つの歪み、「過剰規制」、「過小投資」、「過当競争」を是正する取組みを通じ、投資拡大や新事業開拓、技術革新などを促すことが必要不可欠です。

政府としましては、先の臨時国会において、産業競争力強化法及び国家戦略特区法案を成立させました。その中に企業単位での規制緩和を認める「企業実証特例制度」、企業の事業計画に即して規制の適用の有無を明らかにする「グレーゾーン解消制度」、国主導で大胆な規制緩和を進め世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出する「国家戦略特区」など、企業単位、戦略地域単位、全国単位の三層構造で規制改革を加速化する体制を整えました。特に、企業自らの取組に基づいて、特例的に規制が緩和される「企業実証特例制度」は、明日の市場を創造するため、皆様にぜひ積極的にご活用頂きたい制度でございます。

また、産業の新陳代謝やイノベーションを促すための1兆円規模の減税措置を10月1日に決定するとともに、昨年末には1兆円規模の「好循環実現のための経済対策」を策定しました。これらの施策を可及的速やかに実行し、来年度の消費増税による影響を緩和しつつ、企業業績の改善から経済の好循環を実現し、デフレ脱却と経済再生をさらに推し進めて参ります。

ビジネス機械とそれに付随する情報システムはオフィスの効率を陰から支える、まさに我が国経済の「縁の下の力持ち」であると言えます。同分野の発展は、企業活動に幅広い影響をもたらすため、経済の更なる活性化のためにも、皆様の更なるご活躍を期待しております。

また、海外市場を獲得するための通商交渉や国際標準の取得、インターネットとの距離が縮まるにつれ、急速にその必要性が増している情報セキュリティ対策の分野などにおいて、引き続き貴協会と連携を密にさせていただき、取り組んでいきたいと考えております。

アベノミクス第三の矢である「日本再興戦略」を成功に導くためには、不断の挑戦を官民一体で行うことが必要不可欠です。そのため、今後も皆様の創意工夫にあふれた新しい挑戦を、今までとは一線を画したやり方にて、政府として引き続き支援して参りたいと決意を強くしているところでございます。皆様におかれましても、本年を決断とチャレンジの年としていただきますよう、お願い申し上げます。

平成26年1月

新年のご挨拶

米国情報技術産業協議会 (ITI)
グローバル政策担当シニアバイスプレジデント
ジョン・F・ニューファー



JBMIAの皆様へ

我々の親しい友人であり協力者であるJBMIAの皆様に対して、今回も再び新年のメッセージをお送りすることができ、光栄です。我々情報技術産業協議会 (ITI) は、貴協会との密接な連携を大切にしてきました。そして、この連携は、世界中において重要な技術関連の政策目標を進めることについて、重要な役割を果たしてきました。

昨年は、情報技術協定 (ITA) の対象製品の拡大交渉を終結させることに集中し、多くの協力を行ってきました。ジュネーブには何度も出張し、そこでは交渉チームとのミーティングの調整を行いました。我々はまた、非公式な折衝のための大きな機会提供となった歓迎会を共同で主催しました。

残念なことに、会談における重要な参加者から建設的な妥協案が提案されず、交渉は2013年中に最終ラインに到達することができませんでした。しかし、この努力で同じ目的を持った国と地域が一体化し続ける限り、我々は近い将来に必ずや野心的な成果を得ることができると確信しています。我々がITA拡大の大きな結果を得ることができれば、それはこの20年の間に世界貿易機関 (WTO) が成し遂げた中で最も重要な関税撤廃の仕事となることでしょう。

さらに、ITAに関する紛争解決訴訟に関し、欧州が昨秋にパネルの事実認定に沿った最終的な規則修正を行い是正履行が完了したことは、特筆すべきことです。これはJBMIA、ITI、および、ITAの健全性を有効に保護するために団結した他の同盟国との間の強力な共同作業による結果です。

2014年中にITA拡大交渉を終結することに加えて、我々は、世界中の重要な新興市場で増加傾向にある現地化が貿易上の障害となってきていることに、JBMIAとともに取り組んでいきたいと思えます。しばしば現地調達率の条件などの形で見られるこれらの方針は、効率的かつ合理的なグローバルサプライチェーンに大きく依存している高度技術産業にとって大きなチャレンジとなります。この活動を進めるために、我々はJBMIAおよび他の関係団体とともに2014年の前半に東京でワークショップの開催を希望しています。ワークショップの目的は、意見交換およびこの重大な問題に関する環太平洋の共同作業を強化することにあります。

JBMIAとITIが共に協力してできることはたくさんあります。2014年を迎えるにあたり、JBMIAと会員企業の皆様の繁栄とご多幸をお祈りいたします。

New Year's Message

JBMIA Friends and Colleagues,

I am honored to offer a New Year's message once again to our good friends and collaborators at JBMIA. We at the Information Technology Industry Council (ITI) continue to cherish the close ties we have with your association. These ties have played a huge role in helping to advance important tech-related policy objectives around the world.

Much of cooperation this year has been focused on concluding the negotiations to expand product coverage of the Information Technology Agreement (ITA). This has involved numerous trips to Geneva where we have coordinated our meetings with negotiating teams. We have also collaborated on hosting several receptions for the negotiators that have provided great opportunities for informal exchanges.

We were, unfortunately, not able to get the negotiations across the finish line in 2013, because a significant player in the talks was unable to offer constructive compromises while everyone else was able to. As long as the likeminded economies in this endeavor can stay unified, we are confident we can obtain an ambitious outcome in the near term. If we are successful in getting a big ITA expansion result, it would represent the most significant tariff-elimination undertaking the World Trade Organization has achieved in nearly two decades.

It is also worth highlighting that implementation of the ITA dispute-settlement case was completed this fall when the Europeans put in place a final regulatory fix in line with the panel findings of the case. Again, this outcome is the result of the strong collaboration between JBMIA, ITI, and our other allies, who came together to effectively protect the integrity of the ITA.

In addition to concluding the ITA expansion negotiation in 2014, we look forward to working with JBMIA to tackle the growing trend towards localization barriers to trade in key developing markets around the world. Often seen in the form of local content requirements, these policies are a major challenge for the tech industry, which depends heavily on efficient, rational global supply chains. To advance this work, we are hoping to convene a workshop in Tokyo in the first half of 2014 with JBMIA and other associations. The purpose of the workshop would be to exchange views and bolster trans-Pacific collaboration on this critical issue.

There is much more JBMIA and ITI can do together. I and everyone at ITI wishes JBMIA and its member companies a happy, fulfilling and prosperous 2014.



John F. Neuffer
Senior Vice President for Global Policy
Information Technology Industry Council (ITI)



知的財産委員会 2013年度訪中ミッション報告

知的財産委員会事務局 千島 英朗

1. 知的財産委員会の紹介

知的財産委員会は、知的財産関連問題を専門的かつ包括的に所掌する組織として、1993年に初代丸島委員長（キヤノン）の下に17社が参加し設立されました。その後、企業経営における知的財産の重要性はますます増大し、2013年度は瀧口委員長（リコー）の下に19社103名が参加し、①工業所有権小委員会、②法務・著作権小委員会、③模倣品対策小委員会の3小委員会で活動しています。その主な活動内容としては、国内外の法改正や判例並びに産業政策の動向等の情報を収集・分析し、我々の産業界に係わる知的財産関連問題に関して調査研究、戦略立案等を行っています。委員会活動を通して、会員各社における知的財産管理のより一層の充実を図ると共に適宜、政府・関係機関等へ提言や意見具申を行うことによって、我々の産業界のみならず我が国における知的財産政策への貢献を目指しています。

うち、工業所有権小委員会と模倣品対策小委員会が訪中ミッションを実施しました。

工業所有権小委員会は、知的財産委員会と連携し、特許庁との意見交換、BRICSやASEAN諸国を含む内外の工業所有権等に関する調査研究を進めており、現在、4つのWG（特許制度WG、標準化特許WG、侵害事件WG、再製造WG）を設け活動しています。

模倣品対策小委員会は、事務機械の消耗品を中心に、特にアジア諸国において模倣品による

被害が深刻となっている状況を受けて、共同取締の企画・検討・実施、また他の機関との協調、日本および諸外国政府機関への要請を業界として行っております。

2. 2013年度訪中ミッションの報告

知的財産委員会では、中国の最新事情・実態を把握、および政府機関を訪問する目的で訪中ミッション団を結成し、2013年11月に工業所有権小委員会、12月に模倣品対策小委員会が、それぞれ北京、広州を訪問しました。

以下、各ミッションの活動報告をいたします。



北京の青空（11/20朝 ホテルより）



広州の電子城（天河区）

2013年度訪中ミッション報告

～工業所有権小委員会～

知的財産委員会 委員長 瀧口 賢治
同委員会 工業所有権小委員会 委員長 金子 清隆

要旨

模倣品や海賊版が問題となっている中国ですが、一方で「知的財産権」を重視した経済産業政策を強力に推進している国家の顔も持っています。工業所有権小委員会と傘下のワーキンググループ（以下、WG）による中国知的財産権研究は、「知財大国」を目指す中国の法律や制度を正しく理解する事を目的に始めました。研究の深耕と幅を広げる事を目的に、2011年度から訪中ミッションも実施しています。

はじめに

中国は、イノベーション型国家の構築を目指し、知的財産権法の整備と共に、「自主创新（創造）」をスローガンに独自技術の開発と知的財産権の獲得強化を進めています。その結果、中国企業の出願件数が急増し、世界知的所有権機関（WIPO）は、中国特許庁が2012年に受理した特許出願は65万2,777件で、2年連続世界1位と発表しました。

中国も実用新案制度を採用しており、2012年は74万290件と、特許出願件数より多い実用新案出願件数となっています。実用新案は、日本と同様に無審査登録ですが、権利行使を容易に出来る点で相違しています。中国企業（正奏）が外国企業の現地法人（シュナイダー）を提訴した実用新案権侵害訴訟では2007年に約3.3億人

民元の損害賠償が認定され、中国でビジネスを展開している日本企業にも大きな波紋を広げました。

また、中国では国家標準規格など標準規格の新規制定や改定が多数行われており、標準規格における知的財産権の取り扱い規定は、日本企業にとっても関心事になっています。

このような状況の下、中国の知的財産関連法を正しく理解し、特許出願や侵害予防を行う事が非常に重要です。

そこで、工業所有権小委員会およびWGでは、中国の知的財産関連法や判例の研究と、公平で透明な制度の実現に向けたパブリックコメントの提出を行うと共に、2011年度からは訪中ミッションを組み、研究の深耕と幅を広げています。

2013年度訪中ミッション概要

1) 日程

2013年11月18日～20日

2) テーマ

- ・特許消尽に関する規定と判例比較研究
- ・商標表示に関する規定と判例比較研究
- ・自主创新/標準化施策等に関する動向調査
- ・中国IPGに対して共同研究の提案

3) 訪問先

- ・軽機械センター北京事務所
- ・JETRO北京知的財産部
- ・北京IPG事務機消耗品WG

- ・北京北翔知识产权代理有限公司
- ・北京君策知识产权发展中心
(万慧达知识产权代理有限公司)

4) メンバー

団長の瀧口（知的財産委員会委員長：リコー）、金子（工業所有権小委員会委員長：富士フイルム）、他8名。



北京事務所石井所長とJETRO北京知的財産部亀ヶ谷部長を囲む訪中ミッション団

訪中ミッションの意義と成果

訪中ミッションは、中国の関係機関との意見交換や最新情報を入手できる貴重な機会であると共に、定期的に訪問する事によりミッションの意義を深め、協力関係の強化に繋がっています。

2013年度の訪中ミッションでも多くの成果が得られました。その中からトピックスを紹介させていただきます。

1) 法律事務所との意見交換

北京北翔知识产权代理有限公司と北京君策知识产权发展中心(万慧达知识产权代理有限公司)を訪問し、日米中を対象に比較研究中の「特許の消尽」、「均等侵害」、「商標保護」に関する意見交換を行いました。



北京北翔知识产权代理有限公司

中国では、国内で販売後は特許権の権利行使を認めないとする、絶対消尽の考え方を特許法に取り込んでおり、この考え方が国際消尽にも及ぶことが条文上規定されています。この規定を設ける事は、2008年の特許法改正の際の争点の一つであったそうです。絶対消尽が規定された中国では、条件付販売であっても特許法に基づく権利侵害の主張は出来ず、契約法に基づく契約違反の責任追及のみ可能となる事が理解できました。

一方、特許の消尽と深く関わる「修理と改造」について、明文化された規定は無い事を確認しました。米国や日本では一般に「修理は特許権非侵害」「改造は特許権侵害」とされていますが、実際にその線引きは難しく、中国では「修



北京君策知识产权发展中心

理と改造」という2つの複雑な理念を導入したくない立場である事が明らかになりました。

日本の商標法は、商標を使用する者の「業務上の信用維持」と「需要者の保護」を目的としており、自他商品・サービス識別機能を本質的な機能として、①出所表示機能、②品質保証機能、および③広告・宣伝機能の3大機能を備えています。一方、中国の商標法では、商標の機能について規定は設けられておりません。商標局が出している「商標法の解釈」によると、①商標専用権を保護、業務上の信用を維持し、製造者、経営者の利益を保護する。②商標管理を強化、製造者の商品・サービスの品質保証を促進、消費者の利益を保護する。③経済の発展を促進する（市場競争秩序の保護）、と解釈できます。しかしながら、②は品質が登録商標の登録要件でもあった頃の名残とされ、2013年の商標法改正では、品質に関する規定が削除されていることが明らかになりました。このように、中国の商標法は「品質保証機能」を重視していない点で、日本の商標法とは異なっており、「権利者側の利益」と「競争秩序の保護」がその立法趣旨となっていました。

商標権の権利の消尽については、商品がそのまま消費者に届く場合は消尽するが、商品品質

が途中で変化していたり、商品機能が途中で変更されていたりすると、権利が復活して権利者の元へ戻って来るという考え方も可能になることが分かりました。特許権の消尽の考え方と、商標権の消尽の考え方は相違しており、更なる研究が必要と痛感しました。

2) 中国IPG事務機消耗品WGとの意見交換

工業所有権小委員会から中国IPG事務機消耗品WGに対して、共同研究の申し入れを行いました。研究テーマは、今回のミッションで法律事務所と意見交換した「特許消尽」「商標」を対象とし、互いの地の利を活かした活動により、相互補完的な成果の創出を意図しています。事前に情報交換を行っていましたが、日程や分担など具体的な進め方について、Face-to-faceによる意見交換ならではの、熱い議論を交わすことが出来ました。その後は、懇親会に場を移し、互いの活動状況や苦労話で盛り上がり、相互理解を深めることが出来たのも、Face-to-faceのメリットのひとつだと思いました。今後は、JBIMIAが行ってきた研究成果をIPG側に提供し、情報共有を行った上で共同研究をスタートする予定です。

3) 番外編

会議終了後に、北京事務所の石井所長の案内により、中国の代表的な電腦街である中関村と、古くから外国人の間で有名な自由市場の秀水街（シルクセンター）を、視察する機会が得られました。前者では、複写機など事務機器が山積みされている中で、本体の再製造やトナー・インクの再充填が行われており、再製造品や再充填品が販売されている状況も見ることができました。後者では、時計・装飾具・衣類・電子機器



中国弁理士との意見交換の様相

を始めとする様々なコピー品が販売されている状況を見る事ができました。



中関村科技園区

おわりに

ミッション団の受入実現にご尽力を下さいました軽機械センター北京事務所の石井所長およびJETRO北京知的財産権部の亀ヶ谷部長をはじめとする関係者の皆様に篤くお礼申し上げます。また、北京IPG事務機消耗品WG、北京北翔知识产权代理有限公司、北京君策知识产权发展中心、万慧达知识产权代理有限公司の皆様には、ご多忙にもかかわらず、意見交換・情報交換の貴重な機会をご提供頂きました。ここに感謝を表明致します。

中国におけるトナーサプライ模倣品の共同摘発活動 2013年度冬の訪中団報告

模倣品対策小委員会 委員長 梶田 幸裕

1. はじめに

模倣品対策小委員会（以下、当会）は知的財産委員会に所属し、全18名（2013年11月30日現在）で活動しています。その活動内容は主として、①中国国内において会員企業のコピー機、プリンタ等の事務機器に使用される純正トナーサプライ品の模倣品を共同で摘発すること、②中国税関において中国で生産された模倣品の海外への輸出差止に関し改善を図ることにあります。本稿では①共同摘発活動の一環として行った、この冬の訪中についてご紹介します。



摘発された模倣品事例

2. 模倣品の共同摘発活動

まず当会の模倣品摘発活動の内容を簡単に説明しますと、かつては当会のメンバー企業各

社が中国で保有する商標権に基づいて、共同で模倣品の「行政摘発」を行ってきました。例年、相当数の模倣品が摘発、押収され、一定の成果を上げていました。その後、より効果的な共同摘発に向けてその内容を見直し、「行政摘発」よりも「刑事摘発」を重視した活動へと切り替えて現在に至っています。刑事摘発の結果、主犯は刑事拘留され、裁判を経て懲役刑を課せられることがあります。

当会メンバーは日ごろ、日本と現地の調査会社との間で膨大な数のメールをやり取りし、摘発活動に当たっています。そして、摘発活動の強化、改善を目的に、例年春（5月頃）と冬（12月頃）に、中国へと当会メンバーを派遣しています。この冬は2012年度の模倣品摘発が多数あった広州市、そして首都北京を派遣先にそれぞれ選定しました。

3. 広州への訪中団派遣

日本からは団長の真竹（知財委員会副委員長；キヤノン）のもと、梶田（模倣品対策小委員会委員長；リコー）、他8名が参加し、また現地では強力な助っ人として香港現地法人の2名が参加しました。期間は、12月2日から6日までです。この他、諸事情により参加できなかったメ



「包挙礼」を取る広州訪中団メンバー

ンバーも日本からサポートしてくれました。

さて写真でメンバー全員が取っているポーズ、カンフーの合掌で「包挙礼」と言って、「あなたに敵意がない」との意味だそうです。これはある公安局を訪問した時に、模倣品摘発担当官が挨拶に際して私たちに示したポーズで、いち早く真竹団長が習得し、その後全員が団長に倣いました。中国滞在中は私たちの決まりのポーズになり、その後の訪問先の方々がJBMIAのメンバーはカンフーの使い手か？と驚いている様子がとても面白かったです。

本題に戻します。この訪中の最重要ミッションは、多数の模倣品を摘発して頂いた公安局を表敬訪問することです。今回は広州市内の3つの区の公安局を訪問し、公安局の模倣品摘発担当の責任者ら（一つの公安局あたり3～6名程度）に面会することができました。当会からは真竹団長より日ごろの刑事摘発に対する感謝の意を表し、同時に今後の更なる摘発をお願いしました。一方、公安局の責任者からは日本からの来訪に対する感謝表明と、知財権保護活動の一環として公安局が如何に模倣品摘発に力を入れているかの説明がありました。

表敬訪問のしめくくりとして、公安局にJBMIAから感謝盾や感謝状を渡します。諸事情により写真を掲載できませんので、当会メンバーと公安局の方々が笑顔で握手を交わし、感謝盾を前に写真に収まる様子を想像してみてください。まず、真竹団長と公安局の摘発責任者同士で、そして双方全員でカメラに収まります。この種の表敬訪問は公安局の方々にとっても重要なようで、立派な一眼レフや場合によってはビデオで、その様子を撮影されていました。

筆者は全く中国語が喋れませんが、こうした会話を繰り返し聞いていると僅かながら単語が

聞き取れることがあります。例えば「ありがとう」と言えば「謝謝」をまず思い浮かべますが、「感謝」ですとか「非常感謝（とても感謝します）」も度々耳にしました。片言であっても自国の言葉を使う相手には親近感がわくものです。覚えての「非常感謝」を臆することなく使ってみました。どうも反応が少なく、もしかしたら全然通じていなかったかもしれません。やはり中国語の発音は難しいようです。

ところで公安局など中国当局を訪問する際にいつも悩まされるのがアポイントメントの確定です。一度訪問OKが出たからと安心できず、度々の変更やキャンセルは当たり前、現地入りしても直前までアポイントメントが確定しないことすら珍しくはありません。今回の訪中でもギリギリまで調整が入り、全員をやきもきさせましたが、何とか無事に予定していた公安局3カ所全てを訪問することができました。今後読者の皆さんご自身、あるいは皆さんの部下や周囲の方々も同じ経験をされるかもしれません。幸運をお祈りします。

さて、予定通り3カ所の公安局訪問を終えると、次のミッションは調査会社の訪問です。主要議題は来年度の模倣品摘発活動をどう進めるか、また日ごろの摘発活動に関する課題も意見



調査会社との会議の様子

交換します。調査会社に対して本年の摘発実績を示しながら、当会の考えをぶつけ、しかし一方で調査会社も遠慮はありません。模倣品摘発に頼りになる存在ですが、様々な懸案事項があり喧々諤々で議論してきました。もちろん、苦勞を厭わずに刑事摘発に当たっている調査会社の方々に感謝を示すことも忘れてはいません。

訪中日程も終盤に差し掛かり、最後のミッションである模倣品市場の視察へと街に出かけました。ある市場では詰め替え用のトナー・インクや感光体の3rd party品が多数目立ちました。これらには「for○○○（ブランド名）」という表記があります。もっとも模倣品摘発という当会の趣旨から、市場で売られている模倣品を見たかったのですが、販売業者は摘発をおそれているせいか、一見して商標権違反となるような模倣品は店頭に見あたりませんでした。

さらに、中古の事務機器を専門に扱う市場へと移動しました。中古機の操作パネルは英語表記のものが目立ち、なかには英語で「ダイヤルはゼロ発信で」と注意書きが貼られたままのものも。たまに日本語表記のものもあって、どうやら中国国外で使用された事務機器が中国へと輸出されているようです。ある中古機の販売価格を聞いてみたところ、およそ5,000円とのこと。中小企業や個人経営者が買っていきそうです。



中古機を扱う市場（天河区五山路）

4. 食文化

ところで日本であっても中国であっても食事をしないことにはヒトは動けません。いえ、他国の文化に触れることも相手を知る上で、必要不可欠な重要な「ミッション」なのです。あるレストランで「食在広州」との書を見かけました。食は広州にあり！とはまさにそのとおりで、全体として日本人の口にも合う優しい味付けで数多くの料理を楽しめました。ただ、料理のサーブは中国ならではの。写真の鶏料理には鶏冠（とさか）が残っており、タツノオトシゴの姿（写真右中央）も見えます。タツノオトシゴって食べるものなのですね。ちなみに中国語で「很好吃（ヘンハオツー）！」とは「すごくおいしい！」。簡単ですからぜひ覚えて使ってみてください。そうした中、真竹団長は「マシッソヨ！」と得意の韓国語を披露され、皆のボキャブラリーがさらに広がりました。非常感謝！



立派な鶏冠（とさか）が！

5. 北京への訪中団派遣

この冬は広州のほか、日本から模倣品対策小

委員会共同摘発WGの2名を北京へと派遣しました。期間は11月26日から30日までです。その目的は、中国のハイレベルな関係機関を訪問し、模倣品の刑事摘発に関する問題解決に向けて話し合いを行うことにあります。当会単独で訪問できる範囲を超えているため、日本国内の他の関係団体と協業して行いました。諸事情により詳細をご紹介できませんが、2名のがんばりと当会メンバーのサポートによって大きな成果を得ることができました。

6. おわりに

以上、当会では日ごろ中国から遠く離れた日本で模倣品の摘発を行うだけでなく、模倣品の製造・販売現場である中国を訪れて模倣品摘発活動の強化、改善に努力しています。こうした活動によってお客様には純正のトナーサプライ品を安定的に供給し、安心して事務機器をお使い頂けることを目指しています。

また、今回の訪中によって、公安当局に会員企業のブランドを印象付け、そのプレゼンスを高めて摘発のチャンスが増えるものと期待できます。また、調査会社と様々な課題を議論することもできました。その際、訪中メンバーひとりひとりが中国の様々な側面を肌で感じることができ、メンバー自身の問題意識やモチベーションがますます高まったことは言うまでもありません。会員企業のみなさまにおかれましては、当会の模倣品摘発活動や訪中活動に引き続きご理解、ご支援ならびにご指導下さいますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

第10回電子ペーパーシンポジウム開催のご案内

電子ペーパーコンソーシアム事務局

電子ペーパーコンソーシアムでは、例年シンポジウムを開催して調査研究の成果をご報告しております。今年度は下記の要領にて第10回目のシンポジウムを開催いたします。

ご存じのとおり電子ペーパーは電子書籍端末などに使用され普及拡大を続けていますが、今回は「教育・オフィス分野を目指す電子ペーパー」と題して、教育現場やオフィスにおける電子ペーパー活用の可能性や求められる条件等についての講演、および実機によるデモ等を予定しております。

多数のご来場をお待ち申し上げます。

「教育・オフィス分野を目指す電子ペーパー」

1. 日時：平成26年2月28日(金) 13：00－17：00（受付開始12：30）
2. 場所：日比谷図書文化館 日比谷コンベンションホール（B1F） 千代田区日比谷公園1番4号
<http://hibiyal.jp/hibiya/access.html>
3. プログラム（敬称略）

*開会挨拶（13：00－13：05） 面谷 信（電子ペーパーコンソーシアム委員長／東海大学 光・画像工学科 教授）
【電子ペーパーコンソーシアム活動報告】
(1) RG1活動報告：「オフィス用途実証実験に向けた検討状況」（13：05－13：20） （小林 英夫：電子ペーパーコンソーシアムRG 1 主査／富士ゼロックス㈱）
(2) RG 4 活動報告：「電子ペーパー標準化の内容と効用」（13：20－13：35） （高橋 達見：電子ペーパーコンソーシアムRG 4 主査／大日本印刷㈱）
【招待講演】
(3) 「デジタルペーパー開発の狙いと今後の期待」（13：35－14：05） （塩浦 邦浩：ソニー㈱）
(4) 「電子ペーパーを用いた授業管理・運営システム」（14：05－14：35） （中村 栄治：愛知工業大学 情報科学部 情報科学科 教授）
デモ展示（デジタルペーパー、出欠管理用電子ペーパー）（14：35－15：00）
(5) 「電子書籍とLCDの人間工学的比較」（15：00－15：30） （宮尾 克：名古屋大学大学院 情報科学研究科 教授）
(6) 「紙の認知研究から見た電子ペーパーへの期待」（15：30－16：00） （柴田 博仁：富士ゼロックス㈱）
(7) 「オフィスの未来を展望する」（16：00－16：30） （齋藤 敦子：コクヨ㈱）
全講演者への質疑応答・自由討論（16：30－16：55）
*閉会挨拶（16：55－17：00） 高橋 達見：（電子ペーパーコンソーシアム副委員長）

※講演テーマ、講演者、デモ展示の内容等が変更になる場合がありますが、ご了承ください。

4. 申込み方法

平成26年2月21日(金)までに、当協会ホームページの「イベント・セミナー」からお申込みください。

■JBMIホームページ：<http://www.jbmia.or.jp/>

*お申込みは定員になり次第、締め切らせて頂きます。(定員200名)

*当日参加は可能ですが、事前申込みの方を優先致しますので、事前申込みをお勧めします。

5. 参加費：2,000円

2014年IEC東京大会開催について (予告)

JBMIA事務局

国際標準化機関であるIEC（国際電気標準会議）の2014年の大会が東京で開催されます。以下、概要をお知らせいたします。

開催日程は2014年11月4日(火)から11月15日(土)の12日間で、会場は東京国際フォーラムです。協賛企業・団体等の数は2013年10月7日時点で73にのぼっています。海外から1000人、国内から500人の参加者が見込まれており、技術者の重要な国際交流の場でもあります。

電気・電子の先端技術分野で世界的な課題となっているスマート分野（シティ、グリッド、電気自動車、省エネ、環境等）に対する我が国の取組みを世界にアピールするため、“Integration toward a Smarter World” - Co-existence and Sustainability - を大会コンセプトとして、IECの上層会議や国際規格の審議を行う51分野の専門委員会／分科会等が開催されるほか、テクニカルビジット、シンポジウム、技術展示会等の実施が企画されています。

JBMIAでは、日本提案で国際規格した「支援リクエスト付きICカード」システムの来場者参加型実証実験を行います。公益財団法人共用品

推進機構様の共催、一般社団法人日本ICカードシステム利用促進協議会（JICSAP）様の協賛をいただき、大会全期間に亘って実施します。カード所持者の使用言語や視聴覚能力等に応じて、カード利用時に機器側の画面表示音声案内等が自動的に切替わる機能の実証実験を、大会会場案内、周辺店舗等地図・メニュー等で行う予定です。

多数の皆様のご来場をお待ちしております。



2014年IEC東京大会の会場となる東京国際フォーラム

2014年IEC東京大会概要

■日時・会場：2014年11月4日(火)～15日(土) 東京国際フォーラム

■規模：海外 約1,000人、国内 約500人、合計 約1,500人

■大会コンセプト：

IECマスタープラン2011、日本再興戦略を踏まえ、電気・電子の先端技術分野で世界的な課題であるスマート分野（シティ、グリッド、電気自動車、省エネ、環境等）に対する我が国の取組みを世界にアピールするため、以下を大会コンセプトとする。

“Integration toward a Smarter World”

– C-existence and Sustainability –

(参 考)

【IECマスタープラン2011から抜粋】

- ・IECを“home of industry”（産業界の拠点）とする。
- ・先端市場、先端技術におけるリーダーシップの確立に努める。

【日本再興戦略（2013年6月14日発表）から抜粋】

- ・スマートグリッド・省エネインフラ等、我が国が強い分野の国際標準を先導

■協賛企業・団体等の数：73社・団体等（2013年10月7日時点）

■招致予定TC/SC：51分野

会場内実証実験概要

【「支援リクエスト機能付きICカード」システムの来場者参加型実証実験】

■開催日：大会全期間（2014年11月4日(火)～15日(土)）

■主催団体：一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMA）

■共催団体：公益財団法人共用品推進機構

■協賛団体：一般社団法人日本ICカードシステム利用促進協議会（JICSAP）

■展示内容：日本提案で国際規格化した「支援リクエスト機能付きICカード」システムの来場者参加型実証実験を行う。（カード所持者の状態（使用言語、視聴覚能力等）に応じたカード使用機器側の画面表示音声案内等の自動切替機能の実証実験）

【例】大会会場案内、周辺店舗等地図・メニュー等紹介

世界の保護貿易的な措置の導入状況

－欧州委員会「第10回貿易制限の可能性のある措置に関する報告書」の概要より－

JETROブリュッセル事務所
軽機械センター欧州駐在員 矢島 秀浩



1. はじめに

欧州委員会は2013年9月2日、「第10回貿易制限の可能性のある措置に関する報告書」¹⁾を公表し、世界中で保護貿易に向けた動きが増えているとの懸念を示し、世界的な景気の回復を支えるには保護貿易の動きを抑える国際的な取り組みが必要と指摘しています。この報告書は今回が第10回目で、2012年5月1日から2013年5月31日の間に、EUの貿易相手である主要国・地域で導入された貿易制限の可能性のある保護貿易的な措置をまとめています。対象となった国は、主要20カ国・地域（G20）の構成国を含めた31カ国・地域です。

この報告書の発表とほぼ時を同じくする9月26日、欧州、日本、米国の各IT業界団体（デジタルヨーロッパ、電子情報技術産業協会/JEITA、米国情報技術工業協議会/ITI）の代表者がブリュッセルで会合を開き、貿易・投資の障壁や現地化を強要する政策の国際的な拡大について意見交換を行い、共同ステートメントを翌27日に発表しました²⁾。

同3団体は、新興市場を中心に自由貿易や市場開放の政策を放棄する動きが起きており、強

制的な技術移転や公共・民間の調達での現地製品の優遇、現地資本による外国企業の拠点保有の義務付け、外国のオンライン販売事業者への差別、輸入制限、国境を越えたデータフローの制限などが急速に拡大していると危惧を示しています。そのうえでEU、日本、米国の各国政府に対し、G8やG20、APEC、OECD、WTOなどの場で協力し、こうした動きを食い止め、現地化を強要する政策を調べて対応を強化し、自国の貿易・投資を制限する措置の導入には率先して抵抗するよう呼び掛けています。

本稿では、保護貿易的な措置について、欧州委員会の報告書をもとに全体的な傾向をとらえるとともに、主要国で新たに導入されている機械や電気機器に関する措置を中心に現状を概観します。

2. 保護貿易的な措置の全体的な傾向

欧州委員会がまとめた世界の保護貿易的な措置について、全体の導入数や導入国、その内容の傾向を見ていきます。

2.1 導入された措置の件数と傾向

欧州委員会の報告書によれば、31カ国・地域

で2012年5月1日～2013年5月31日（13ヶ月間）に新たに導入された貿易制限の可能性のある措置の件数は154件でした。その前の8カ月の123件と比べると、月平均の導入ペースはやや鈍化しています。ただ、同13カ月間に撤廃された措置は18件にとどまっています。この結果、2008年10月以降に導入された措置は688件に達し、2008年10月以降に撤廃された措置は合わせて107件でした。

欧州委員会は、貿易制限の可能性のある措置を大きく「国境措置」「国内措置」「国内景気刺激策・輸出促進措置」の3分野に分けています。それぞれの分野は次の措置のことを指しています。

- 国境措置：関税や貿易制限の法規など輸出入の制限に直接関わるもの。
- 国内措置：技術的規制、国内の税制の規定や優遇策、輸入に影響を与える原材料・部品などの現地調達条件のほか、公的調達での自国企業・製品への限定・優遇、投資関連の措置、サービス貿易に影響を与える措置。
- 国内景気刺激策・輸出促進措置：国内産業や輸出の振興策で、外国企業との競争に対抗する可能性があるもの。

表1には各分野の措置の導入件数を示しましたが、国境措置の中で輸出制限、国内措置の中で公共調達とサービス・投資障壁をそれぞれ別々に示し、輸出促進措置と国内景気刺激策を分けています。

これによれば、輸出制限を含めた国境措置が同13カ月間で67件と全体の44%を占め、特に輸入関税の引き上げが目立っています。次に多い

表1 貿易制限の可能性のある措置の分野別導入件数

(単位：件)

	2012年5月～ 2013年5月末	2008年10月～ 2013年5月末
国境措置	59	304
輸出制限	8	46
国内措置	19	69
公共調達	24	70
サービス・投資障壁	16	69
輸出促進措置	12	39
国内景気刺激策ほか	16	91
合計	154	688

(出典：欧州委員会「第10回貿易制限の可能性のある措置に関する報告書」)

のが公共調達とサービス・投資障壁を含めた国内措置で59件と38%を占めますが、顕著なのは公共調達で現地調達の条件を課すことなどが増えている点です。景気刺激策・輸出促進措置は28件と18%ですが、欧州委員会が特に懸念を示しているのは包括的かつ長期にわたり競争を著しく阻害する措置です。

このことから報告書は最近の傾向として、次の2点を指摘しています。

1つ目は、輸出入に直接影響を与える措置が増大している点です。これには、個別品目の関税引き上げ、関税を製品の契約価格ではなく参照価格に課す措置、最低輸入価格の設定、煩雑な輸入ライセンス取得制度の導入、国境での特別手数料の徴収、関税割当、輸入・輸出禁止などがあります。いずれも事前の警告がない例が増えています。

2つ目は、2008年以降の世界的な景気低迷を背景に、景気刺激策などを目的に包括的な政策措置が増えている点です。これは輸入品に対抗して国内産業の強化を狙った政策です。たとえ

ばブラジルは「ブラジル拡大計画（Plano Brasil Maior）」と呼ぶ産業政策で、国内製造業の競争力強化のため国内生産者への課税優遇措置などを導入しています。またインドネシアは2013年3

月に提出した法案で、政府調達での国内企業・製品の優遇、国内規格の使用の義務付け、戦略的分野への政府の介入、政府が国益に基づき輸出制限・禁止を決めることなどを定めています。

表2 貿易制限の可能性のある措置の国別・分野別導入件数（2008年10月～2013年5月末）

（単位：件）

国名	国境措置	輸出制限	国内措置	公共調達	サービス・投資障壁	輸出促進措置	国内景気刺激策ほか	合計
アルジェリア	3	1	4	2	3	0	1	14
アルゼンチン*	121	5	2	7	11	0	1	147
オーストラリア*	0	0	0	4	1	0	0	5
ベラルーシ	0	1	0	0	0	0	0	1
ブラジル*	18	1	6	15	2	10	7	59
カナダ*	0	0	1	2	0	0	3	6
中国*	1	1	7	7	7	1	12	36
エクアドル	2	0	2	1	0	0	0	5
エジプト	3	2	0	0	4	1	0	10
香港	0	1	0	0	0	0	0	1
インド*	12	5	3	5	2	4	2	33
インドネシア*	22	9	15	7	19	1	0	73
日本*	0	0	1	0	1	1	7	10
カザフスタン	3	7	1	3	0	2	1	17
マレーシア	0	1	0	0	0	1	0	2
メキシコ*	0	0	0	0	0	0	2	2
ナイジェリア	7	0	0	2	4	0	0	13
パキスタン	0	1	0	0	0	0	0	1
パラグアイ	3	0	0	1	0	0	0	4
フィリピン	0	0	0	0	0	2	0	2
ロシア*	64	5	8	4	3	3	12	99
サウジアラビア	3	0	0	0	2	0	1	6
南アフリカ*	23	2	2	4	1	2	11	45
韓国*	0	0	0	0	2	7	15	24
スイス*	0	0	2	0	0	2	0	4
台湾	0	0	0	0	0	1	5	6
タイ	0	0	2	0	2	0	0	4
トルコ*	3	2	2	1	1	0	8	17
ウクライナ	5	0	0	1	1	0	1	8
米国*	3	0	2	2	1	1	0	9
ベトナム	8	2	9	2	2	0	2	25
合計	304	46	69	70	69	39	91	688
内2012年5月～ 2013年5月末	59	8	19	24	16	12	16	154

注：*G20の構成国

（出典：欧州委員会「第10回貿易制限となる可能性のある措置に関する報告書」）

2.2 措置を導入した国とその傾向

2013年5月末までの13カ月間で国別に貿易制限的な措置を導入した件数を見ると、アルゼンチンが28件で最も多く、これに南アフリカが23件、ブラジルが21件と続き、以下はインドネシア14件、ロシア13件、インド9件といずれも新興市場国です。この上位6カ国で合わせて108件と、全体の70%を占めています。

表2のように、2008年10月以降で見ても、アルゼンチンが147件で最も多く、次がロシアの99件で、以下はインドネシア73件、ブラジル59件、南アフリカ45件、中国36件、インド33件の順で、上位7カ国で72%を占めています。

分野別で見ると、同13カ月間に措置を導入した主な国は次の通りです。

- 輸入・輸出制限：アルゼンチン、ブラジル、ロシア、ウクライナ、インドネシアで導入が多い。
- 国内措置：ブラジルとインドネシアで導入が多い。また中国は食品分野、インドは化粧品、タイは自動車タイヤ、ロシアはアルコール飲料でそれぞれ登録などの手続きを強化している。
- 公共調達の制限：ブラジルが新たに導入した措置が全体の3分の1以上を占め、アルゼンチンとインドも目立つ。
- 景気刺激策・輸出促進策：金融・経済危機後に増えたが、同13カ月間では減少。導入が目立った国はブラジル、南アフリカ、トルコ、日本、韓国など。
- サービス・投資分野：ほかの分野に比べて導入件数はあまり多くない。アルゼンチンやインドネシアなどが導入。

3. 主要国が導入した機械および電気機器を中心とする保護貿易的な措置

31カ国・地域のうち日本を除く主要国が2008年10月以降に導入した措置の中で、特に機械や電気機器に関係のあるものを中心にその内容を見てみます。

3.1 国境措置

以下では輸入制限に絞りました。なお輸出制限は、主に自国の資源や農産物を対象とした輸出関税や輸出禁止措置、輸出登録制度で、アルゼンチン、ブラジル、中国、インド、インドネシア、ロシア、南アフリカ、カザフスタンなどが新たに導入しています。

●アルゼンチン

2013年1月に100品目の関税を最大35%に引き上げました。また、輸入品の参考価格を相手地域別・品目別に設定して関税をかけており、これが約2万4,000品目に上ります。

政府は国内産業の保護のため非自動輸入許可制度を採用し、2008年10月以降ではテレビなど一部の電化製品、一部の自動車・自動車部品、2輪車などに適用しています。また2012年1月には事前宣誓供述書（DJAI）制度を設け、輸入企業に対して輸入取引の事前申告を義務付けました。欧州委員会は、非自動輸入許可やDJAIについて、WTOで紛争解決手続きに基づく協議を進めています。

●ブラジル

2012年10月から機械や電気機器・部品など100品目について関税を引き上げました。引き上げ幅は2～18%で、これにより関税は14～25%

となりました。2013年2月には追加で100品目の関税を改定するため、国内での協議を始めています。

●ロシア

2013年に370品目の関税変更に着手すると決めました。これは従価税に最低関税を加えるもので、欧州委員会はロシアのWTO加盟時の約束に反する可能性を指摘しています。また2012年9月には自動車輸入に車両りサイクル税を導入しましたが、国内生産車は基本的に免除されるため、欧州委員会は2013年7月にWTOの紛争解決手続きで協議を要請しました。

●ウクライナ

WTOで合意していた371品目の工業製品・農業製品の最高関税率の引き上げについて、WTOの場で交渉を始める意向を2012年9月に示しました。また2013年1月には131品目で関税を引き上げています。

●南アフリカ

2012年10月の通達で、テレビの受信装置のアンテナの関税を20%に引き上げたほか、同年12月の通達では一部のセットトップボックスの関税を0%から15%に引き上げています。

●サウジアラビア

水脱塩処理設備の輸入制限を2009年7月に導入しました。国内製品を保護するため、これに伴い水脱塩処理施設の運営者はスペア部品で国内生産品の使用を義務付けました。

●インドネシア

2009年2月に国内製品と競合する一部製品の輸入関税を引き上げましたが、電子製品もその対象となっています。また、2008年から導入している500品目を超える製品カテゴリーに対す

る出荷前検査の義務付け、および通関を国内6カ所の港湾・空港に限定する措置を2012年12月に延長し、2015年末まで適用することを決めました。

2012年9月の規則では各輸入業者に対し、輸入目的を生産か販売かを明示する輸入業者識別番号(API)の取得を義務付けるとともに、1つの製品カテゴリーの輸入だけを認めました。輸入品を他の事業者に移転することなども禁じています。また2013年1月には携帯電話や携帯端末、タブレット型端末に対し、出荷前検査や輸入前の端末識別番号(IMEI)事前登録などを実施しています。

●ベトナム

2010年4月に約1,500品目に上る不要な輸入品リストを発表し、2011年3月に新リストを公表しました。これには一部の機械や電気機器・設備も含まれます。

3.2 国内措置

●アルゼンチン

2013年2月から国内で活動する企業・個人に対して「外国支払い事前報告(DAPE)」を義務付け、海外への債務返済やロイヤリティ、利益送還、輸入に関連した支払いに税務当局の承認取得が必要となりました。公共調達では、2012年6月から輸出に携わる供給業者には、入札価格で7%の優遇を認めています。

●ブラジル

2010年12月に公共調達法を改正し、国内で部分的・全面的に生産する製品・サービスに入札価格で最大25%の優遇を政府が決めることを定めました。2013年2月にIT関連で25%とするな

ど、分野別に優遇の割合を発表しています。

●インド

2013年1月に、政府調達で国内生産の優遇措置をタブレット型端末やラップトップPC、デスクトップPC、ドットプリンターに拡大しました。また2013年4月には公共調達で国内生産の電子製品を優遇するガイドラインを公表しました。

●インドネシア

2010年9月から輸入品を含む新製品に厳しいラベル表示を義務付け、2011年4月には既存製品に拡大しました。電子機器や通信機器、自動車部品、コピー機なども対象となっています。

公共調達では2009年9月に、558のサブセクターで国内製品・サービスの使用を義務付けました。ただし設備や機械などの分野では、国内の外国企業も地元生産者と見なされます。投資分野ではフランチャイズに対する規則が採択され、取扱い製品の80%以上を国内生産品とし、店舗数も150店に制限しています。

●南アフリカ

政府調達では2011年12月に、国内製品に限定する分野を政府が指定することを定め、テレビやセットボックスも対象としました。2012年には第2弾の指定を発表し、電気ケーブルなどを追加しました。指定分野の現地調達比率は、製品ごとに35～100%の間となっています。

●スイス

2013年6月に採択した「スイスネス（スイスらしさ）法」で、スイス製の表示やスイス国旗の使用には、60%以上を国内生産とすることを義務付けました。

●ベトナム

2012年1月の通達で、IT・通信機器は国内の指定された施設で検査を受け型式承認を取得することを義務付けました。また2010年4月の指令では、国際入札は国内の製品・資材・設備が要件に満たない場合、国内で供給できない場合、ODAのスポンサーが国際入札を義務付けた場合だけに実施すると決めました。

3.3 輸出促進措置・景気刺激策

●オーストラリア

国内企業の受注機会を増やすため、2013年2月に「オーストラリア雇用計画」を発令しました。5億豪ドル以上の設備投資の民間プロジェクトが対象です。

●ブラジル

「ブラジル拡大計画」の一環として、自動車生産で一定水準の現地生産、原材料・部品の現地調達、R&Dの投資を行えば工業生産税（IPI）を優遇することを2012年10月に決定し、2013年5月にこれを30%の減免に強化しました。また2012年9月に輸出が総売上高の50%以上の国内製造企業に対して税制優遇措置を決め、2013年5月には輸出用の製品生産で使用する原材料・部品についてIPIや輸入関税などの優遇を決めています。

●インド

2012年12月に貿易赤字の縮小を目指して輸出支援策を発表しました。輸出先や産業分野、製品の種類などにより、輸出信用の利息助成などの支援を提供しています。対象期間を2014年3月末に延長し、支援総額は約4億ユーロ分です。

●ロシア

2013年予算でハイエンド製品や高付加価値サ

ービスの輸出企業に対し、15億ドル規模の政府保証の提供を決めました。

●南アフリカ

2013年4月に策定した国家輸出事業者開発プログラム（NEDP）で、高付加価値の製品・サービスを中心に輸出拡大策を定めました。同時に策定した産業政策行動計画（IPAP）では、工業化を加速させ国内の工業開発への支援を強化する規定やイニシアチブを盛り込みました。

●韓国

2012年から相次ぎ輸出促進策を打ち出しています。2012年2月には、初めて輸出を手掛ける企業や輸出の経験が不十分な企業の10万社を支援する方針を示し、同年10月にはリストラを進める輸出企業に輸出信用保証や短期輸出保険などの財政支援を行う制度を発表しました。

また2013年5月には、「通商・投資拡大による経済成長・雇用創出」の包括的制度の一環として、中小企業を中心に総額11兆1,000億ウォン規模の公的支援・保証を提供する計画を発表しました。対象は中小の輸出企業、中小企業の海外でのプラント建設への入札、造船企業です。

●トルコ

2013年2月に優先投資分野を自動車に拡大し、インセンティブの提供を始めました。また同年6月に発表した景気刺激策では、建設分野の一部海外市場への製品・サービス輸出、外為収入を生む一部サービスに助成金提供を決めています。

4. おわりに

本稿では世界主要国の保護貿易的な措置について、欧州委員会の最新報告書をもとに見てきました。報告書では2013年に世界貿易は拡大が見込まれ、2014年には拡大が加速すると予想し、これをけん引するのは新興市場や開発途上国であると指摘しています。ところが、こうした新興市場の一部で保護貿易的な措置が増えており、これが貿易を阻害して世界経済の成長に打撃を与え、最終的に先進国にも開発途上国にもマイナスの影響が出るとの懸念が出ています。

このため欧州委員会は、特にG20首脳会議の場において、貿易を制限する措置に訴えないことや過去に導入した措置の早急な是正を約束することで、自由貿易を推進するよう呼び掛けています。

5. 参考文献

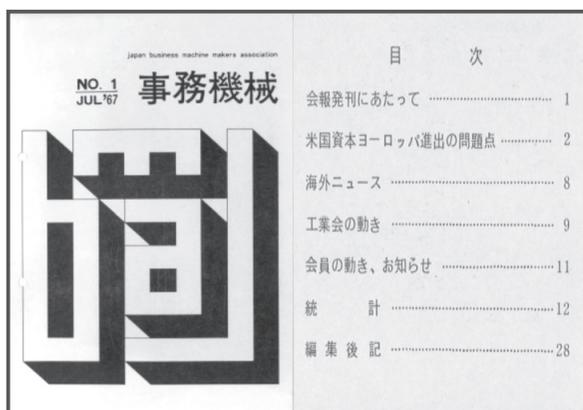
- 1) European Commission, DG Trade “Tenth Report on Potentially Trade-Restrictive Measures” – Identified in the Context of the Financial Economic Crisis – 1 May 2012 – 31 May 2013, 2013年9月2日
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/september/tradoc_151703.pdf
- 2) JEITA, DIGITALEUROPE, ITI, Press release “Global ICT Industry Urges Governments to Roll Back Negative Trend of Forced Localization”, 2013年9月27日
http://home.jeita.or.jp/iad/pdf/DIGITALEUROPE-ITI-JEITA_State_ment_on_Forced_Localization.pdf

JBMIAレポート（会報）の歴史

JBMIA事務局

1967年7月にJBMIAレポートの前身である「事務機械」の第1号が発刊され、47年が経過しました。その間、何度か表紙のデザインを変更してきました。その歴史を「表紙」と「目次」で振り返ってみたいと思います。まずは、1967年（昭和42年）7月発刊の創刊号から。

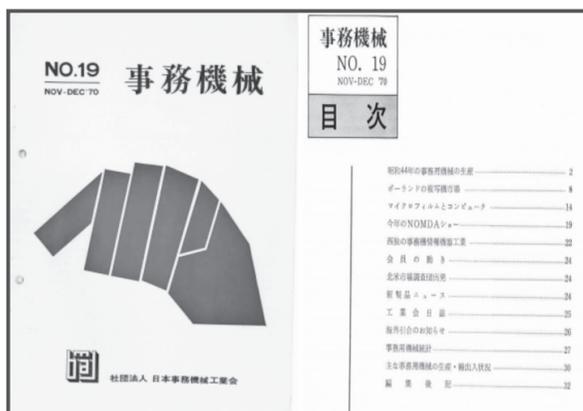
1967年（昭和42年）7月発刊号



記念すべき創刊号の表紙のデザインには、当時の協会名である日本事務機械工業会の略号「JBMA」を象ったロゴが使われています。このロゴは、協会名が「ビジネス機械・情報システム産業協会」に変わる2004年まで、37年間の長きに亘り使い続けられました。

目次をみると、海外情報と統計情報が中心の記事構成だったことがわかります。当時はまさに輸出が伸び盛りの時期でした。

1970年（昭和45年）12月発刊号



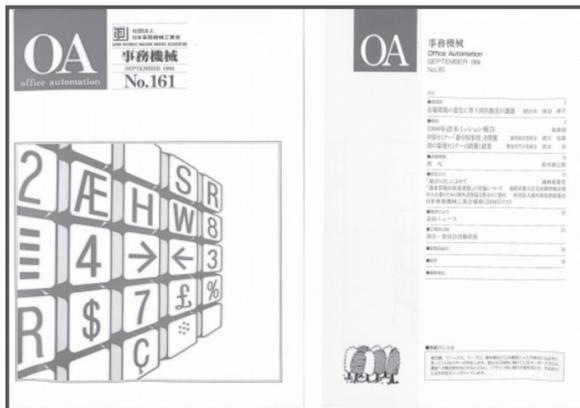
この頃になると、会報に掲載される記事の内容も多岐に亘ってきました。70年代のニクソンショック・変動相場制・オイルショックと続く激動の中、事務機械産業は国際的競争力を獲得し、大きく飛躍した時代でもありました。

1977年（昭和52年）5月発刊号

この号から、「BMマーク」が表紙になりました。このマークは、当時、当協会が行っていた品質認定制度の基準に適合した電卓製品に与えられる認定マークで、「品質保証」を表したものでした。このマークは1985年3月末をもって役割を終えましたが、会報の表紙には1994年まで使われ続けました。



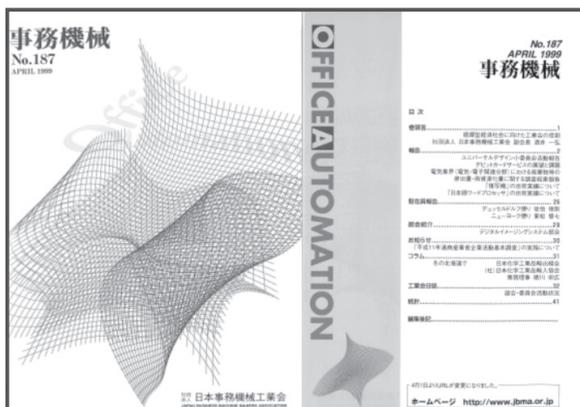
1994年（平成6年）9月発刊号



この号から表紙に「OA」が使われました。

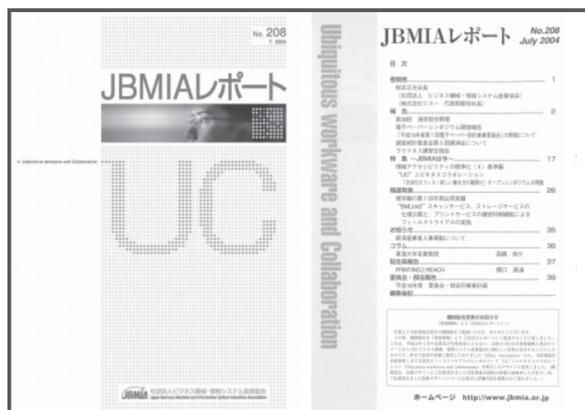
OA機器と人との接点として誰もが日常的に触れているキーボードをデザインすることにより、OA機器への親近感を持たせ、その洋々たる未来をシンボライズしました。

1999年（平成11年）4月発刊号



この号から幾何学模様を取り入れた表紙デザインに変更されました。目次をみると、現在の会報に近い記事構成になってきています。

2004年（平成16年）7月発刊号



協会名が従来の日本事務機械工業会からビジネス機械・情報システム産業協会に変わったことを契機に、この号から会報名が現在の「JBMIAレポート」に変更されました。また、この号から表紙に「UC」が登場しました。

「UC」とはユビキタスコラボレーションの略で、従来のオフィスの生産性向上を目指した「OA」に代えて、21世紀における次世代オフィスコンセプトを一言で表現したシンボルワードです。

2012年（平成24年）4月発刊号



当協会の一般社団法人への移行に伴い、従来会員向けに発行していた会報を一般向けにも公開するべく、冊子のリニューアルを実施いたしました。会報は協会ホームページ上で公開し、幅広い読者の皆様から閲覧可能となりました。

本誌廃刊のお知らせ

本誌「JBMIAレポート」をご愛読いただきましてありがとうございます。

誠に勝手ながら、本誌「JBMIAレポート」は本号（2014冬季号No246）をもちまして廃刊とさせていただきます。

長らくの間ご愛読いただき、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

今後は、協会活動に関する旬な情報やお役に立つ情報などをホームページ（<http://www.jbmia.or.jp>）にタイムリーに掲載させていただきます。

引き続き当協会の活動へのご理解・ご支援を賜りますよう、今後ともよろしくお願い申し上げます。

編集後記

いよいよJBMIAREポートは本号を以て、最終号となります。

26ページの「JBMIAREポート（会報）の歴史」にもある通り、1967年7月発行の第1号から2014年1月発行の246号（本号）まで、約46年と半年で246冊発行されました。

さて、皆さんは次の点に疑問をもたれなかったでしょうか？

「JBMIAREポートは季刊（年4回）のはずなのに、 $46.5 \times 4 = 186$ で実際の発刊はそれより大幅に多いのは何故だろう？」

それでは、事務局より頂いた下記のわずかな手がかりを元に謎解きをしてみましょう。

- ① 1号 ⇒ 1967年7月号
- ② 19号 ⇒ 1970年11月・12月号
- ③ 58号 ⇒ 1977年5月・6月号
- ④ 161号 ⇒ 1994年10月号
- ⑤ 187号 ⇒ 1999年4月号
- ⑥ 208号 ⇒ 2004年7月号
- ⑦ 246号 ⇒ 2014年1月号

この情報をによると、②や③の様に「隔月刊」（年6回）の時代もあったようです。

従って多元連立方程式を駆使して、鋭意解析した結果、『1993年の11月（・12月）の157号ま

で隔月刊で、1994年1月の158号から季刊』との結論に達しました。

これが正解との自信がありますが、ご存知の方はいらっしゃいますでしょうか？

ただし、①の初号から②の19号までの間は隔月刊とすると、2冊不足しますが、これは最初の頃は不定期だったのか？又は1号から4号までは季刊で、慣れてきた5号以降を隔月刊にしたのか？その詳細は不明です。

今後はJBMIAREポートが果たしてきた役割をリニューアルされたHPが担うわけですが、より一層魅力的なコンテンツをタイムリーに掲載していきたいと思っております。

長い間のご愛読ありがとうございました。

（案山子）

■広報委員会（2014年1月現在）

委員長	中岡 正喜	キヤノン(株)
委員長代理	室伏 利光	キヤノン(株)
委員	上田 智延	(株)リコー
	大久保正則	ブラザー工業(株)
	下田みゆき	シャープ(株)
	河田 俊	コニカミノルタ(株)
	千葉 浩典	セイコーエプソン(株)
	高橋 浩司	キヤノン(株)
	坂東 正章	富士ゼロックス(株)
	水野 隆司	東芝テック(株)
	山田 浩	カシオ計算機(株)
事務局	森谷 英司	一般社団法人ビジネス機械・ 情報システム産業協会
	冠野 博信	一般社団法人ビジネス機械・ 情報システム産業協会

一般社団法人
ビジネス機械・情報システム産業協会会報

JBMIAREポート

No.246 2014年1月号

平成26年1月25日 印刷
平成26年1月25日 発行

発行所 一般社団法人
ビジネス機械・情報システム産業協会
〒108-0073
東京都港区三田3-4-10
リーラヒジリザカ7階

編集兼
発行人 中西 英夫
印刷 ホクエツ印刷株式会社

BMLinkSパンフレットのご紹介

BMLinkSプロジェクト委員会事務局

ユーザー視点の利便性の追求

パンフレットでご紹介している機能は、MFPメーカー各社が独自に持っている機能でもあります。しかし、ユーザー先にある異なるメーカーのMFPでは、プリンタドライバは個別に必要で、機器管理する場合、管理元の担当者はそれぞれのメーカー毎にカウンタの集計や、故障時のサービスへの連絡等、異なるメーカーを利用しているために手間が掛かっていました。

それをBMLinkSでは、ユーザーの視点に立って、共通のプリント環境の提供や、機器管理する仕組みを提供している事が大きな特徴です。

BMLinkSで出来る事

複数のメーカーのMFPを使っているユーザー環境で、BMLinkSプリントサービスに対応したプリンタであれば、1つのBMLinkSプリントドライバから複数社のプリンタに同じドライバで出力出来るので、MFPを入れ替えてもプリントドライバはそのまま使えます。

この利便性は、エンドユーザーや、管理者であるITマネージャーにとって大変有効です。

スキャン・ストレージ機能でも、異なるメーカー間で紙情報と電子情報との連携が可能にな

るドキュメントサイクルが実現出来ます。

具体的には、A社のMFPで、紙の原稿をスキャンして自分のPCに電子データとして保存し、それをB社のプリンタに印刷出力する事が可能です。

管理者にとっては、例えばフロアの引越し時に、異なるメーカーのMFPのネットワーク設定を一括して設定したり、FAXのアドレス帳も、一括収集・再設定が出来る環境を提供しています。

これらの機能を、SIerのシステムに組み込む事を可能にするSDKを提供しています。

普及促進活動

これらのソフト・機能説明のドキュメント・標準仕様書等は、HomePageからダウンロード（無償）して、すぐにご利用出来ますし、すでに実際に組み込んだ製品が開発され、これらの機能を用いたシステムもユーザー先で使われ始めています。

今後も、ユーザーの視点に立った、環境・機能をフォローしていく所存であり、皆さまにBMLinkSをご愛顧頂けるよう努力してまいります。

BMLinkSご紹介Home Page :

<http://bmlinks-committee.jbmia.or.jp/>

BMLinks

統合的なネットワークオフィス機器のインターフェース仕様

累計
600機種
以上が対応。

オフィスで、モバイルで、
使いたい機器がきっと身近に。

キヤノン株式会社

株式会社グレープシステム

コニカミノルタ株式会社

シャープ株式会社

株式会社ビッグバレー

富士ゼロックス株式会社

株式会社リコー

理想科学工業株式会社

BMLinkS : Business Machine Linkage Service (ビーエムリンクス)

■一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会 BMLinkSプロジェクト委員会が提唱するコンセプトです。

ネットワーク環境下でのオフィス機器間の接続性、データ交換性を飛躍的に向上させる「統合化したインターフェース」の実現を目指します。

<目的> ●オフィス機器を利用するユーザーの利便性や知的生産性の向上 ●ビジネス機械・情報システム産業の総合的発展への寄与

■委員会は標準化・共通化活動を通じて、BMLinkSプラットフォームを採用したマルチベンダーのオフィス機器・ソフトウェアが、ネットワークや記憶媒体を介して相互に接続し、文書のスキャン・ストレージ・プリント、機器管理などを通じて、知的生産者の活動成果である知識の流通を推進します。

■BMLinkSの機能は、対応オフィス機器(複合機・プリンター・スキャナーなど)と、共通ソフトウェア(統合プリンタードライバー・ストレージサーバー・ドキュメントビューアー・プリントツールなど)として提供されます。

JBMIA

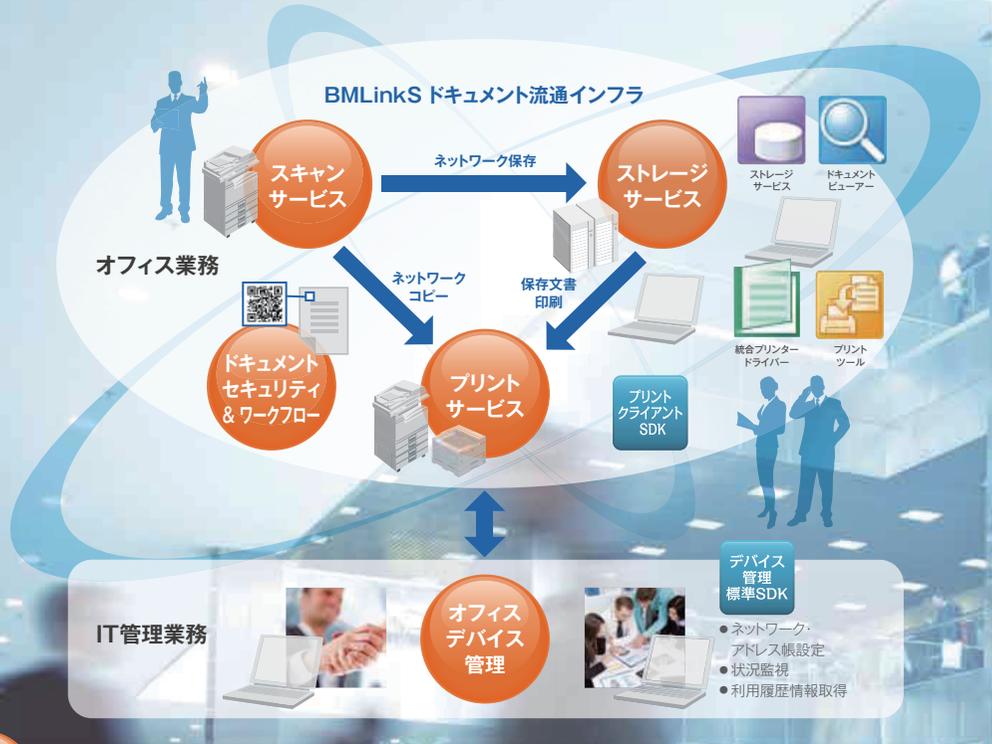
オフィス機器を有効活用し、 ナレッジワークの生産性を向上するために。

オフィスやモバイルで、ネットワークインフラは当たり前のものとして利用する時代です。

一方、オフィス機器も進化を続け、様々な機種が様々な場所でオフィスワークの支援を広げています。

こうした背景の中、一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会 (JBMA) では、ネットワーク環境におけるオフィス機器の性能・機能・資源のさらなる有効活用を具現化する方法として「BMLinkS」の開発・提供を推進してきました。

そして今、累計580機種以上の機器が「BMLinkS」へ対応し、その活用による知的生産性の向上を実現しています。



オフィス機器の管理と環境対応

単機能の機器はもちろん、多彩な機能を備える複合機の情報へのアクセスを、マルチベンダー環境で実現し、機器管理の各種サービスを提供します。これにより、機器毎の様々な情報取得が可能となります。さらに、用紙・印刷枚数や使用電力の見える化と、電力の制御により、環境負荷の低減に貢献できます。



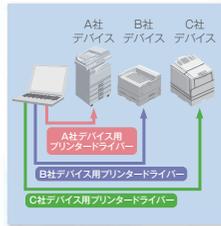
*Typical Electricity Consumption: 財団法人 省エネルギーセンターの「国際エネルギースタンププログラム」に適合するための基準となる値

プリント
サービス

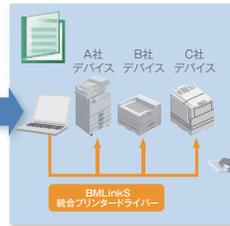
統合プリンタードライバーひとつでプリント

オフィスネットワークに接続されたプリンターの利用には、プリンター毎に専用ドライバーのインストールが必要となります。BMLinkSなら、例えばプリントしたい時、どのベンダー・機種種のプリンターでも用紙サイズ・カラー・ページ集約処理など希望の条件に合うプリンターを検索。その機種や機能・設置場所・プリンター名などの情報を確認し、専用ドライバー不要で簡単にプリントできます。

従来は、プリンター毎に
専用ドライバーが必要



ひとつのプリンタードライバーで
プリントできる



さらに、プリントツールはTIFF/PDFファイルを、
ドラッグ&ドロップで簡単プリント!

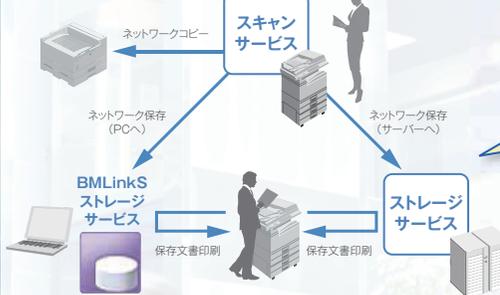


スキャン
サービス

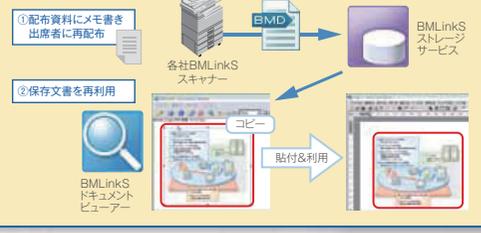
ストレージ
サービス

マルチベンダー環境でスキャン&ストレージ

BMLinkS対応スキャナーなら、紙文書をスキャンして、ネットワークコピーや、サーバー・PCへBMLinkS文書として電子化保存ができます。複合機からの直接印刷や、ドキュメントビューアーによる文書の再利用が可能になるなど、様々な場所から様々な方法で文書を取り出して有効活用できます。



手書き文書も文書サーバーへ保存して、
いつでも有効活用!



ドキュメント
セキュリティ
& ワークフロー

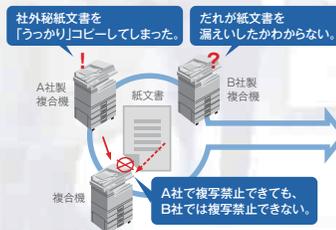
ドキュメントセキュリティ向上& ワークフロー支援

(セキュリティ機能)

オフィスで増え続けるマルチベンダー出力機器からの情報漏えいなどのセキュリティリスク対策は、管理サーバーなどのシステムを要するのが一般的です。BMLinkSでは情報マーキング機能を提供し、文書の複写禁止やユーザー情報の追跡を手軽に実現でき、統合的にドキュメントセキュリティの向上がはかれます。

情報マーキング機能により、
複写禁止やユーザー情報の
追跡を手軽に実現!

紙文書セキュリティのお困り事



(ワークフロー機能)

マーク情報にID情報やURLなどのアプリケーションデータを設定し、ワークフローを支援するソリューション開発への応用が可能となります。



Slerの方へ

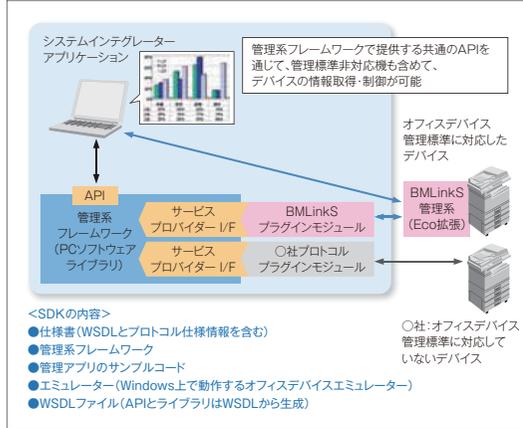
BMLinkS SDKを無償提供しています。

BMLinkS SDKは、BMLinkS標準仕様に準拠したソフトウェアを開発するために、BMLinkSプロジェクト委員会が作成したソフトウェア開発キットです。BMLinkS SDKを利用して開発できるソフトウェアは、BMLinkS標準仕様を満足するハードウェア機器と共に用いることができます。

デバイス
管理
標準SDK

オフィスデバイス管理標準SDK

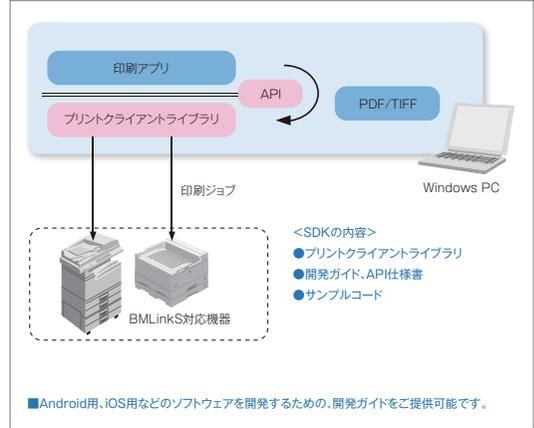
マルチベンダーのオフィス機器を統合的に管理するソフトウェアを作成するための開発キットです。



プリント
クライアント
SDK

プリントクライアントSDK

BMLinkS対応機器のプリントサービスを利用するソフトウェアを作成するための開発キットです。



ダウンロード(無償)して、すぐにご利用いただけます。

■共通ソフトウェア



BMLinkSソフトウェアダウンロード
<http://bmlinks-committee.jbmia.or.jp/downloads/software.htm>

開発ツールをご提供(無償)しています。



SDKの詳細と入手方法
<http://bmlinks-committee.jbmia.or.jp/SDK/index.htm>

標準化活動の成果物をご覧ください。

■活動趣意書

■基本仕様書

BMLinkS基本仕様書 Version 3.0.0

■標準仕様書

BMLinkS Job/Device Controlセキュリティ拡張標準仕様書 Version 1.0.1

BMLinkS Paused Print拡張標準仕様書 Version 1.0.0

BMLinkS Discovery標準仕様書 Version 1.5.0

BMLinkS Job/Device Control標準仕様書 Version 1.6.1

BMLinkS Data Format標準仕様書 Version 1.4.0

BMLinkS オフィスデバイス管理標準仕様書 Version 2.0.0

BMLinkS 情報マーキング標準仕様書 Version 2.0.0

(2013年4月現在)

仕様書のダウンロード

http://bmlinks-committee.jbmia.or.jp/downloads/spc_download.htm

BMLinkSの詳細 → <http://bmlinks-committee.jbmia.or.jp/>

※BMLinkSロゴ並びにJBMAロゴは、一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会(JBMA)の登録商標です。※Windowsは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。※ANDROIDは、Google Inc.の登録商標です。※記載内容は改良のため予告なく変更する場合があります。

一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

〒108-0073 東京都港区三田3-4-10 リーラヒジリザカ7階 URL <http://www.jbmia.or.jp>

許可なしに転載、複製することを禁じます。

この印刷物の記載内容は2013年9月現在のものです。

No. 246

1.2014

